慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	日米共同宣言の所謂特殊利益を論ず
Sub Title	
Author	林, 毅陸
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.1 (1918.) ,p.76- 99
JaLC DOI	10.14991/001.19180100-0076
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180100-0076

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

日米共同宣言の所謂特殊利益を論ず

林　毅　陸

一

去十一月二日華盛頓に於て米國國務卿ランシング氏及日本特派大使石井子の間に交換せられたる日米共同宣言は、之を四項に分つを得べし。第一項は此の共同宣言を爲すに至れる動機を示すものにして、『近來往々流布せられたる有害なる風説を一掃せんが爲云々』と云へる劈頭の一節は即ち是れなり。第二項は支那に於ける我特殊利益の承認に關し、本宣言中最も重要なるものなり。左の如し。

『合衆國及日本國兩政府は領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずることを承認す。從て合衆國政府は日本國が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす。尤も支那の領土主權(territorial sovereignty)は完全に存在するものにして、合衆國政府は日本國が其の地理的位置の結果右特殊の利益を有するも、他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ、又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる旨の日本國政府累次の保障に全然信頼す。』

右は合衆國政府が支那に於ける日本の特殊利益を承認するに對し、日本は之と交換的に、支那の領土主權に變化なきことを聲明し、且外國の通商に不當なる損害を與へざることを保障したるものと解するを得べし。

其次の第三項に於ては、前者の如く互讓的若くば交換的の意味を含まず、日米兩國同等の地位に於て、支那の獨立及保全並に門戸開放に關する舊來の共通意見を聲明せり。但し同等の形に於ての共同聲明なるも、實際に於ては、主として日本に對する誤解を解くの效果を有するものなることを認めざる可らず。其文言左の如し。

『合衆國及日本國兩政府は毫も支那の獨立又は領土保全を侵害するの目的を有するものに非ざることを聲明す。且右兩國政府は常に支那に於て所謂門戸開放又は商工業に對する機會均等の主義を支持することを聲明す。』

最後の第四項に於ては、右第三項の聲明に更に一歩を進め、右の共同政策を傷くるか如き行爲ある時は、其の何國に依つて爲さるるを問はず、總て之に反對なることを聲明せり。左の如し。

『將又凡そ特殊の權利又は特典にして支那の獨立又は領土保全を侵害し、若は列國臣民又は人民が商業上及工業上に於ける均等の機會を完全に享有するを妨礙するものに付ては、兩國政府は何國たるを問はず、之を獲得するに反對なることを互に聲明す。』

此の不當利權獲得反對の聲明は、前回のルート、高平日米協商（千九百八年十一月三十日）の第五項に『前述の現狀維持又は機會均等主義を侵迫する事件發生するときは、兩國政府は其の有益と認むる措置に關し協商を遂げんか爲、互に意見を交換すべし』と言へると、精神を同うするものなり。不當なる利權を『獲得するに反對なり』（are opposed to）と云ふは、唯反對の意向を表示するものにして、必ずしも反對行動を執るべしとの豫約には非ず。『反對なり』と『反對すべし』との間に區別存するは、之を認めざる可らず。然れども意見に於て反對なる以上、實地に於て反對行動を執るに至るべきは、自然の勢たり。日米宣言は唯意見を表示するに止め、實地の行動上の豫約を含まずと雖も、其同意見に共同行動の伴ひ來るべきは、之を豫期して然るべし。是れ此の最後の聲明の大に重要視せらるる所以なり。

然れども此の反對聲明は日米間の協商に於て敢て新要素を成すものに非ず。前記第三項の支那の獨立及領土保全並に商工業に對する機會均等主義の聲明の如き、亦ルート、高平協商中に存する所なり。唯支那に於ける我特殊利益の承認に至りては、同じく是れ『更に（once more）公然たる宣言を爲す』の部類中に屬すとは云へ、斯く公式文書に於て之を中外に聲明せるは、實に之を以て嚆矢と爲す。且是れ敢て單に日米間に於て然るのみに非ず。日英同盟條約及日露協約は、共に特殊利益の文字を有すと雖も、其の內容に至りては、今回米國の承認せるものと多少異なる所あるは、後段に說明するが如し。是れ予か特に此點に重きを措き、之を主題と爲して此の一編を草し、所謂特殊利益の研究を企つる所以なり。

二

日米共同宣言は先づ第一に『領土相近接する國家の間には特殊の關係を生ずる

ことを承認す』と言ひ、次に此の原則の適用として『從て合衆國政府は日本國が支那に於て特殊の利益を有することを承認す。日本の所領に接壤せる地方に於て殊に然りとす』と言へり。即ち通商等の關係より起り來る特殊利益とは全然性質を異にし、領土近接の特殊關係より生じ來るの特殊利益を承認せるなり。而して其の前者に比して、遙に廣大深奥にして而して又遙に重大緊切のものなるは論を俟たず。特殊利益の範圍に付『日本の所領に接壤せる(Contiguous)地方に於て殊に然りとす』と言へるは、南滿洲及東蒙古地方を意味するならんも、要するに是れ念の爲の附言たり。之が爲に支那全國に對する我特殊利益の本則は、毫末も、影響を受くるものに非ず。

試に國際外交の先例を案ずるに、領土近接の地理的事情に鑑みて特殊利益を承認し、此承認よりして各種の特權を設定せしめたるもの決して少なしとせず。此等の先例は日米共同宣言の實質的意義を了解するに於て貴重なる參考となるを得べし。第一に千九百七年八月三十一日の波斯に關する英露協約の序文に左の如き句あり。

『兩國は地理的及經濟的理由の爲に、一方に於ては、露西亞の境界に、又他方に於ては、アフガニスタン及バルチスタンの境界に、近接し若は隣りする波斯の或地方に於て各、平和及秩序の維持に特殊利益を有するに顧み、又波斯の上記地方に於ける兩國各自の利益間に衝突の起るを避けんことを希ひ、左の諸項を協定したり云々』。

斯くて英露二國は波斯の領土中各自地理的に近接せる地方に於て特殊利益を有することを第一に聲明し、之を基礎として其の南部と北部とに各自の勢力範圍を定めたり。波斯問題に就ては、其後露獨間にも協商成り獨逸亦波斯北部地方の露國の勢力範圍なることを承認せしが、其の基礎とする所も、領土近接より生ずる特殊利益に在りたり。當時獨逸宰相ベートマン・ホルウェヒ氏は、之に關し獨逸帝國議會に於て左の如く言へり(千九百十年十二月十日演說)。

『露西亞は波斯の隣國として、境界相近接する地方に於ける波斯國情の安固に對し、特殊利益を有す。されば吾等は露西亞が北部波斯に於て特別なる勢力の必要を有することを喜んで承認したり』。

次に千九百四年四月八日の英佛協約に於て、英國政府はモロッコに對する佛蘭西の特殊地位を承認せしが、是れ亦モロッコと佛領アルゼリアと領土近接するの特殊關係を以て其の出發點と爲せり。同協約第二條に記する所左の如し。

『英國政府は佛蘭西が特にモロッコと領土廣く相接するの國として、同國に於て秩序を保持し、且其の必要とする一切の行政上經濟上財政上及軍事上の改革の目的の爲に助力を與ふべきものなることを承認す。英國政府は佛蘭西が此目的の爲に執れる行動を妨害せざるべきことを聲明す。但し該行動は英國が條約協約及慣習の結果として現にモロッコに於て有するの權利には、影響を及ぼさざるべきものとす』。

モロッコに對する佛蘭西の特殊地位に就ては、千九百五年六月佛國外相デルカッセ氏の辭職の後、獨逸亦之を承認するに同意したり。而して當時佛國新外相ルーヴィエ氏と獨逸大使ラドリン氏との間に取替されたる覺書（千九百五年七月八日附）には左の如く言へり。

『アルゼリアとモロッコ國と領土廣く接壤する爲に、又之よりして兩隣接國間に生じ來る特殊關係の爲に、並に又モロッコに於ける秩序維持に對し佛蘭西が自然に有する特殊利益の爲に、モロッコに於て佛蘭西の有する地位を承認する事』

更に又千九百八年九月萬國國際法學會がフローレンスに會議を開きたる際ベークレー氏の提出せる保護地勢力範圍等の設定に關する提案第十一條に左の如く言へり。

『隣接せる地域にもあらず、又は係爭の領土内に何等公け若くは其の管轄に屬する營造物を有せざる國家は、如何なる場合と雖も、利益範圍を設定することを得ず』。

是れ隣接せる地域に於ては、利益範圍を設定し得るものなることを間接に肯定せるなり。要するに以上の諸例に依つて見るも、領土近接の事實は近接兩國間に特殊關係を生じ、從つて特殊利益の承認となり、又其の自然當然の結論として特殊勢力を認むるに至るは、國際外交の通義なりと稱するを得べし。勿論領土近接の狀況は必ずしも常に一なるに非ず。或は重大なる利害關係の部分に於て相近接することあり。或は利害關係の薄き部分に於て相隣りすることあり。此の狀況

の相違に從ふて、所謂特殊關係にも深淺厚薄の差を生じ、且所謂特殊利益にも緩急疎密の別を生せざる可らず。從つて又所謂特殊勢力にも强弱の相違を來さざる可らず。領土近接の事實をだに同うせんには、必ず常に同一の特殊利益及特殊勢力を生じ得るか如くに思ふは、非常なる誤解たり。是れ第一に記憶し置くべき一大要件なり。

右に次で第二に注意すべきは、近接する土地又は國家の狀況如何んに依り、之に對して占むべき特殊地位に相違を來すことなり。近接する土地にして殆んど主人を缺ぐか如き蒙昧野蠻の狀態に在らんか、之と相隣りするの國家は、之に對して非常に有力なる特殊地位を占め、之を自己の勢力範圍若くは保護地と爲すに於て、甚だ强き要求權を有すべし。又近接の土地既に蒙昧野蠻の狀態を脫し、一定の國家組織を爲せる場合に於ても、其の政治組織甚だ不完全にして、國家の諸機關其の機能を完ふせず、秩序動もすれば亂れ易く、從つて之に近接する國家に斷えざる不安を與ふる場合に於ては、其國家は之に對して有力なる特殊地位を占め、右近接國に於ける自己の利益を擁護するに於て特殊の權利を有し、且必要の場合に相當の處置を執るに於て、第一位の權利者たるを得べし。是れ國際公法の承認する國家自衛權の擴張せられたるものと稱して可なり。而して夫の近接國に於ける特殊利益の承認なるものは、即ち此の特權の承認に外ならざるなり。されば國家の政治組織完全にして、主權ある獨立國の實を備へ、內外の狀況總て隣接國に何等の不安を與へざる場合に於ては、其隣接國は特殊利益を主張して其の擁護に努むるの必要なく、從つて又第三國に依つて爲さるる其特殊利益の承認なるものも起り來らざるなり。

先きに擧げたる波斯若くはモロッコに對し、英露二國若くは佛國が如何なる利害關係を有するかは今絮說するの要なかるべし。英も露も波斯とは單純に近接すると云ふに止まらずして、實に各重大なる利害の影響を受くべき地位に在り。又佛領アルゼリアのモロッコに於けるも略似たる所あり。而して波斯及モロッコの政治組織は共に甚だ不完全にして、不斷の不安を隣接國に與へしは言ふ迄もなし。彼等か各其の關係方面に於て特殊利益の承認若くは特殊勢力の設定を圖りたるは洵に宜なり。

三

今や北米合衆國は地理上より生じ來る日支間の特殊關係に顧み、支那に於ける日本の特殊利益を承認したり。支那は固より波斯に非ず。又モロッコに非ず。支那の文明の遙に高く、又其の政治組織の遙に進めるは論を俟たず。然れども支那の統治制度の猶甚だ不完全にして、政情安定を缺ぎ、秩序亂れ易く、斷えず深甚の不安憂慮を近接國たる我日本に與へつつあるは、否む可らざるの事實たり。日本の支那に於けるは、決して單純なる近接に非ずして、實に量大なる死活的關係を有するなり。支那の盛衰興亡は實に我帝國の存在に直接の影響を及ぼすなり。支那內政の紛亂の爲に最も不利益を蒙るものは即ち日本にして、又外國の侵略的若くは威迫的勢力が支那に入り來る爲に最も不利益を蒙るものも日本なり。故に日本か支那に於ける特殊利益を高唱し、此特殊利益を擁護するに於ての特別の權利を主張するは、國際通義の許す所の當然の事たり。

支那に對する我國の此の特殊地位は、英國並に露佛の既に承認する所なり。大正四年十一月北京駐在の英國公使ジョルダン氏は露佛と共に支那を誘ふて戰爭に參加せしめんと企てたることあり。然も豫め日本と協議することを爲さざりしなり。之が爲め我國に於ては抗議の聲囂々として起り來り、日支特殊關係の無視せらるるを憤るもの甚だ多かりき。されどジョルダン氏の行動は單に其の個人的意見に出でたるものならん、英國政府は支那勸誘の風說を否定し、東京駐在のグリーン公使に左の訓電を送り、公使は十一月二十七日外務省に赴きて之を幣原次官に手交したり。其文面左の如し。

『北京に於て英支兩國間に同盟締結に關する商議進行中なりとの風說ある處、英國は日本と協議の上に非ざれば、支那と政治上の性質を帶びたる商議を爲すの意思なき旨を貴官は日本外務大臣に通報せらるべし。』

英國政府が我國に向つて斯る聲明を爲せるは、日英同盟の誼を重んずるにも由るべしと雖も、同時に其の支那に對する日本の特殊地位の承認を意味するは、固より論を俟たず。而して露佛亦英國と同一意見を採りたるは推想に堪へたり。其後英佛露三國政府は支那參戰勸誘の件に付、改めて日本政府に內交涉を試みたりしが、時の大隈內閣は之に反對するに決し、十二月六日（大正四年）石井外相より三國

大使に其旨を通告したり。同時に其以後に於ける相互の行動に關して協定を爲せり。當時時事新報の報じたる所左の如し。

『吾國は支那誘引を拒絶せる一方に於て、今後支那に於ける獨逸の活動に就ては、飽迄聯盟國の爲に盡力すべき旨を盟約し、又聯盟國は今後支那に對し如何なる方針を採るべきやに就ては、一に日本政府の見解を主として之に從ふべき旨を明にして茲に支那誘引問題及獨逸人排斥に關する交渉を確定するに至れるなり云々』（大正四年十二月七日時事新報參照）

右は主として今回の大戰中に於ける對支策に關すと雖も、兎に角英佛露三國が對支方針を定むるに於て日本政府の見解に重きを置くべきことを聲明せるは、要するに支那に對する我特殊地位を承認せるに外ならざるなり。

然るに米國に至りては、曩には明治四十二年十一月（千九百九年）滿洲鐵道中立の議を提出して、吾人を驚かしたることあり。又政治的借款の嫌あるものを企てしことあり。最近には大正六年二月米獨斷交を決行すると同時に、支那に向つて同一行動に出でんことを勸告し、日本の意向如何んには多く頓着せざるが如き色あるは日本の異議なき所なりと雖も、米國が支那に於て活潑なる政治上の性質を帶びたる行動を爲すは、反面に於て、日本の特殊地位を傷くるの嫌あるものとして、日本人の竊に鋭敏なる感覺を禁じ得ざりし所なり。

然れども米國政府の眞意は世人の疑ひしか如く爾く公正を缺ぐに非ず。正當なる我特殊利益は彼等の承認するに吝ならざる所なり。東亞問題に對する米國の干渉慾に付日本人の懷ける猜疑は、支那に對する日本の侵略的野心に付米國人の有せる猜疑と、略其の類を同うしたり。即ち石井特派大使と米國大統領ウイルソン氏及國務卿ランシング氏と直接に淡泊に胸襟を開いて意見を交換するに及び、相互の實情は直に明白となり、斯くて今回の共同宣言を見るに至りたるなり。而して米國人は支那の獨立及保全並に商業上の機會均等に付、新なる保障を得て大に意を安んずると同時に、日本人は英佛露の承認せる我對支特殊地位が更に米國政府の公式承認に依つて愈確實となれるを大に滿足しつつあり。是れ洵に彼我の爲に祝すべきなり。

勿論日米共同宣言に記する所は、唯『合衆國は日本國が支那に於て特殊の利益を

有することを承認す』と言ふに過ぎず。特殊利益を有するの結果として如何なる特權を有すべきかは、一切無言に附せられあり。此點は夫の波斯又はモロッコに關する協約に於て特殊利益を前提として種々の結論的協定を爲せると大に相違す。然れども既に前提を認むるは、是れ結論を認むるなり。結論的事項を直に言明すると否とは、唯便宜の問題にして、前提に伴ふ自然當然の結論は、之を無言に附するの故を以て變化を來すべきに非ず。要は實地の活用如何んに存するなり。

想ふに日米宣言は支那に對する日本の特殊地位を承認するを以て目的と爲し、此特殊地位に伴ふべき實際的活動の問題は、總て實地の狀況即ち此の實際的活動を必要とする程度の大小、並に此の必要に順應して進止する我活動力の强弱に依つて、事實的に決定せらるるに委したるなり。是れ寧ろ妥當の事と稱すべし。蓋し支那は目下一大過渡期に在り。之を政治組織の完全なる國家と同一視するの不可能なると同時に、之を波斯に比するは甚だ倫を失す。從つて我特殊利益を擁護するが爲に如何なる程度の活動を要するかは、正に疑問に屬するなり。日本國民は實地に臨み必要に應じて宜しきを制せんことを期すべきのみ。

右の如く日米宣言は唯特殊地位の前提を示して結論的協定を『まず』と雖も、結論的活動を爲すに當りての制限的條件は明白に提示しあり。宣言第二項の末文は即ち是れなり。日本は『支那の領土主權は完全に存在する』ことを承認し、又『他國の通商に不利なる偏頗の待遇を與へ、又は條約上支那の從來他國に許與せる商業上の權利を無視することを欲するものに非ざる』ことを新に保障せるなり。此等は米國が日本の特殊地位を認むるに對する交換的條件なり。從つて此條件の範圍内に於て、日本が其特殊利益擁護の爲め必要の措置を執り得ることは、玆に暗默の中に承認せられ居るものなり。但し此外に特殊利益承認と交換的の形とはなり居らざるも、別に宣言第三項に於て、日米兩國は共に支那の獨立及保全並に門戸開放又は商工業に對する機會均等を尊重すべきことを聲明せり。此は日英同盟條約及日佛協約の中にも存す。故に是れ亦日本の對支活動に於ての條件となるは論を俟たず。

されば上に述ぶる所を綜合して特殊利益の前提に多少の結論を附し、以て日米宣言の實質的内容を敷行の中に現さんと欲すれば、必ずしも困難に非ず。而して

之が爲には、第二次日英國同盟條約第三條の字句に範を取るを以て便とすべし。

同條に曰く、

『日本國は韓國に於て政事上軍事上及經濟上の卓絶なる利益を有するを以て、大不列顛國は日本國が該利益を擁護增進せんか爲、正當且必要と認むる指導監理及保護の措置を韓國に於て執るの權利を承認す。但し該措置は常に列國の商工業に對する機會均等主義に反せざることを要す』。

日支關係と日韓關係とは決して同日に論ずべきものに非ざるか故に、內容に於て大に異なるを要するは勿論なるも、造句の排列は正に之を模範と爲すを得べし。即ち予の見る所を以てすれば、日米宣言の實質的內容は、右に準じて左の如く約說するを得べし。

日本國は支那と領土相近接するの國家として、同國に於て特殊の利益を有するを以て、米國は日本國が該利益を擁護增進せんが爲、正當且必要と認むる措置を執るの權利を承認す。但し該措置は常に支那の獨立及領土保全並に列國の商工業に對する機會均等の主義に反せざることを要す。

而して特殊利益を擁護增進せんか爲に必要なる正當の措置とは何を意味するかは、實地の問題たり。次に世人或は曰く、獨立及保全等の尊重と特殊利益の承認とは兩立せずと。是れ誤解なり。支那の獨立及保全を維持し且經濟上の機會均等を尊重する範圍內に於ても、日本が特殊利益擁護の爲に活動し得る餘地は猶甚だ廣し。且先例に徵するに、日英同盟條約の序文中には、支那の獨立及保全等の尊重と相並んで、相互の『特殊利益の防護』を聲明せり。又英露の波斯協約中にも各自の勢力範圍を定むると同時に『波斯の保全及獨立を尊重する』こと、並に『他の諸國民の商業及工業に對する均等の便益を永久に設定する』ことを聲明せり。亦以て兩個の思想の兩立し得ることを知るべし。外交は狹量なる論理學者の想像するか如くに窮屈なるものに非ざるなり。

四

上來說明したる所に依り、又上に擧げたる特殊利益に關する諸協約の實例に依り、今回米國が我國に與へたる承認の非常に重大なるものなるは、最早明白なるべし。實に此の承認は日本が支那に關して第一發言者たるの權利を有することを

確定したるなり。或條件の範圍内に於て日本の優先的權利者なることは、最早動かし難くなれるなり。商工業の經濟的利益に於ては、機會均等主義を守るを要すること勿論なるも、苟も政治的性質を帶ぶる事項に於ては、日本は優先者の地位を占むるなり。支那の政情若し列國の傍觀を許さざるか如きことあらんか、第一の發言者は日本ならざる可らず。政治改善の爲に助力を要することあらんか、第一の助力者は日本ならざる可らず。支那の内政には干渉す可らず。されど支那自身の過失の爲に、自衛の必要上より、干渉の避け難きことありとせんか、列强中に於て、第一に且最も深く立入りて之を爲すの權利を有するは即ち日本なり。若し又支那の運命に危險なる侵迫を加へんとするものあり、他より之を制止防遏するの必要生じたりとせんか、第一に此任に當るべきものは即ち日本なり。此等は領土近接の特殊關係より生じ來る我帝國の特權なり。而して此特權は日米宣言に依つて實質的に確認せられたるなり。此の特殊地位並に其の根柢に横はる思想は夫のモンロー主義と相距る幾何ぞ。日本國民は此點にまで自覺し來るを要す。

石井大使は華盛頓に於ける意見交換に大體の成功を得たる後、九月末（大正六年）紐育市長の歡迎會に臨みて一場の演說を爲し、

『吾等は我自衛の爲に、他國が吾等の爲す能はざる事を爲すを常に妨げざる可らず。吾等は曾に彼等か支那の保全及獨立を傷くるを傍觀せざるのみならず、吾等は更に必要に應じ、一切の侵迫者に對して支那の獨立を防衛する覺悟なり。何となれば支那に對する外來の侵入若くは干渉は、總て我帝國の枕頭に危害を加ふればなり』。

と喝破するや、米國新聞は直に之を評して『日本のモンロー主義』と言へり。此評は決して當らざるに非ず。モンロー主義には種々の解釋ありと雖も、其の本義とする所は、隣接國に對する特殊地位を主張して、他國の干渉侵犯を排斥するに存するなり。而して一般米國人が石井子爵の率直なる宣言を盛んに喝采したるは、以て日米の了解の如何に完きかを知るべし。猶日米宣言とモンロー主義との關係に就ては、立博士の左の意見は最も參考と爲すの價値あり。

『今回の日米新協商の要點と認むべき支那に於ける我國の特殊利益の米國に依る承認は、米國に取りて事新らしき主義ではなく、米國の國是を以て稱せらるる

モンロー主義の根柢は、實に日米新協商の言明せる領土相近接する國家の間には特殊の關係を生じ、從て特殊の利益の存することに在るのである。米國が米大陸に於て自己に關し在來認め來つた主義を亞細亞大陸に於て我國に關して認むるに至つたに過ぎないのである。』（外交時報大正六年十二月一日號參照）

實に日米宣言はモンロー主義の原則を東洋に適用するに外ならざるなり。支那に於ける我特殊地位の承認とモンロー主義とは、實に其の根據を同うするなり。

ハーバート大學教授ハート氏の言に曰く

『モンロー主義の根柢の思想は、合衆國がラテン、アメリカの我諸隣國に對し特殊利益の地位に立ち、從つて歐羅巴よりも異なるの音調に於て發言するの權利を有すと云ふこと是れなり』と。（A. B. Hart, The Monroe Doctrine.) (1916) P. 82 參照）

日本が支那に對するの關係も、亦全然同一に非ずや。否、ハート教授は既に日本の亞細亞に於けるは、合衆國の亞米利加大陸に於けると酷似することを喝破せるなり。即ち彼はモンロー主義が亞米利加の阿弗利加同樣に列强分割の犧牲となるを防がんとしたるものなることを說き、又亞米利加を保護して亞細亞の如く侵略國の犧牲とならざらしめんとしたりと云ふを以て、一層適切なる比較と爲すべしと言ひ、次に曰く、

『亞細亞に對する日本の現在の態度は、實に八十年前合衆國が亞米利加に對せしと酷似す。日本人は亞細亞が刺衝激動の衢となるを防がんことを希望す。蓋し亞細亞に於ける歐洲諸國の爭鬪は、將來に於て日本の安全を害すればなり云々』。（同書七十九頁及八十頁）

日本が亞細亞に於てモンロー主義を說くべき地位に在るは、米國學者の既に認むる所なり。今回の日米宣言に依りモンロー主義の原則が公然東洋に適用せらるるに至りたるは、決して偶然に非ざるなり。世間或論者は日米宣言が隣接國の特殊利益を認めたるに對し、支那に關して日本以外の各隣接國も皆同等の特殊利益を認められたるが如くに誤解し、是れ『東洋人本位主義を打破し盡したるもの』なりと慷慨し、又『米國の新聞紙上に於ては石井子の一席の演說に對し、日本は東洋のモンロー主義を行はんとするものなりと評し、日本の大使を賞揚したりしに拘らず、米國政府の爲せる宣言は東洋モンロー主義の實質を破壞し云々』と言へるは、驚

くべき謬論なりと謂はざる可らず。領土近接の事實を同うするも、其の狀況の相違に依りて特殊利益の緩急强弱を異にする次第は、本論第二節の末段數行を一讀せば自ら明なるべし。

最後に一言すべきは日米宣言中の特殊利益承認が、日英同盟條約及日露協約中の其れと多少意義を異にすること是れなり。明治四十四年七月十三日改訂の現行日英同盟條約の序文には『東亞及印度の地域に於ける兩締盟國の領土權を保持し、並該地域に於ける兩締盟國の特殊利益を防護する云々』の句あり。此中印度に關する特殊利益は英國に專屬する其一方に於て、東亞に於ける特殊利益は日英共に之を有するの趣旨にして、日本のみが特殊利益を有し從つて特殊地位を占むるの意味に非ず。日英同盟の特殊利益は他よりの侵迫攻擊に對して消極的に之を防護するを以て目的と爲す。日米宣言の特殊利益が積極的に特殊地位を設定し、進んで特殊活動を爲すの前提を作るとは、全然相違するなり。日本をして支那に對し優先的發言者と爲らしむが如き趣旨は、日英同盟の所謂特殊利益には全然缺如せるなり。又大正五年七月三日の日露協約第二條に曰く『兩締盟國の一方に依り承認せられたる他の一方の極東に於ける領土權又は特殊利益が侵迫せらるるに至りたるときは云々』と。此文言は露國の承認せる日本の特殊利益の存するを想像せしむ。其は多分南滿州及東蒙古に關するものならん。されど兎に角協約文面の特殊利益なる文字は、支那に對する優先的發言者の地位を開き來るものに非ざるは、日英同盟條約の場合と多く選ぶ所なし。此等の事情を思ふときは、日米宣言の特殊利益承認の非常に貴重なること益々明白なるべし。但し大正四年の末頃英佛露三國が夫の支那參戰問題に關聯して我特殊地位を承認したるは、第三節に記したる所なり。

要するに日米共同宣言の骨子たる支那に於ける我特殊利益の承認は、其の意味する所甚だ廣汎深遠にして、我活動上の一大可能性は其中に含蓄せらる。東亞に於ける日本帝國の大使命亦其中に藏せらると謂ふも敢て不可なりとせず。唯夫れ之をして內容充實せる東洋モンロー主義の實現とならしむるか、將抽象的原則の空宣言に終らしむるかは、一に其の活用如何んに存す。朝野政治家及一般國民の深く意を致すを要する所なり。